

1 議 事 日 程 (第 4 日)

(平成 2 1 年第 4 回有田川町議会定例会)

平成 2 1 年 1 1 月 3 0 日

午前 9 時 3 0 分開議

於 議 場

- | | | |
|--------|-----------|--|
| 日程第 1 | 議案第 114 号 | 平成 21 年度 有田川町一般会計補正予算 (第 5 号) |
| 日程第 2 | 議案第 115 号 | 平成 21 年度 有田川町老人保健事業特別会計補正予算
(第 2 号) |
| 日程第 3 | 議案第 116 号 | 平成 21 年度 有田川町介護保険事業特別会計補正予算
(第 2 号) |
| 日程第 4 | 議案第 117 号 | 平成 21 年度 有田川町簡易水道事業特別会計補正予算
(第 2 号) |
| 日程第 5 | 議案第 118 号 | 平成 21 年度 有田川町公共下水道事業特別会計補正予算
(第 3 号) |
| 日程第 6 | 議案第 119 号 | 有田川町鉄道交流館の設置及び管理に関する条例の制定につ
いて |
| 日程第 7 | 議案第 120 号 | 有田川町使用料の徴収に関する条例の一部を改正する条例の
制定について |
| 日程第 8 | 議案第 121 号 | 町営土地改良事業の施行について |
| 日程第 9 | 議案第 122 号 | 有田川町道路線の認定について |
| 日程第 10 | 議案第 123 号 | 平成 18 年度 有田川町公共下水道根幹的施設の建設工事委託
に関する基本協定の変更について |
| 日程第 11 | 議案第 129 号 | 訴訟の提起について |
| 日程第 12 | 議案第 130 号 | 有田川町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の
制定について |
| 日程第 13 | 議案第 131 号 | 有田川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正す
る条例の制定について |
| 日程第 14 | 議案第 132 号 | 財産の取得について
平成 21 年度 理科教育設備等整備充実事業
小学校用理科設備等購入 |
| 日程第 15 | 議案第 133 号 | 財産の取得について
平成 21 年度 理科教育設備等整備充実事業
中学校用理科設備等購入 |
| 日程第 16 | 議案第 134 号 | 財産の取得の変更について
平成 21 年度 孤立集落通信確保事業
超短波無線電話装置購入 |

- 日程第17 議案第135号 財産の取得の変更について
平成20年度 地域活性化・生活対策臨時交付金事業
地上デジタル放送対応テレビ購入（吉備地区）
- 日程第18 議案第136号 財産の取得の変更について
平成20年度 地域活性化・生活対策臨時交付金事業
地上デジタル放送対応テレビ購入（金屋・清水地区）
- 日程第19 議案第137号 和歌山県市町村職員退職手当事務組合規約の一部変更について
- 日程第20 議案第138号 和歌山県市町村非常勤職員公務災害補償組合の解散について
- 日程第21 議案第139号 和歌山県市町村非常勤職員公務災害補償組合の解散に伴う財産処分について
- 日程第22 議案第140号 和歌山県町村議会議員等公務災害補償組合の解散について
- 日程第23 議案第141号 和歌山県町村議会議員等公務災害補償組合の解散に伴う財産処分について
- 日程第24 住民福祉常任委員会の閉会中の継続審査の件（請願第5号）
- 日程第25 産業建設常任委員会の閉会中の継続審査の件（請願第6号）
- 日程第26 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第27 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第28 特別委員会の閉会中の継続調査の件

2 出席議員は次のとおりである（22名）

1番	尾上武男	2番	増谷憲
3番	堀江眞智子	4番	橋爪弘典
5番	東武史	6番	細東正明
8番	岡省吾	9番	前利夫
10番	湊正剛	11番	佐々木裕哲
12番	森本明	14番	殿井堯
15番	浦博善	17番	坂上東洋士
18番	楠部重計	19番	新家弘
20番	西弘義	21番	中正門
22番	中山進	23番	竹本和泰
25番	亀井次男	26番	森谷信哉

3 欠席議員は次のとおりである（3名）

7番	田中良知	13番	横畑龍彦
24番	大岡憲治		

4 遅刻議員は次のとおりである（なし）

5 会議録署名議員

10番 湊 正 剛 19番 新 家 弘

6 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（22名）

町 長	中 山 正 隆	副 町 長	山 崎 博 司
清水行政局長	保 田 永一郎	会 計 課 長	浜 田 文 男
総 務 課 長	須佐見 政 人	企画財政課長	山 崎 正 行
総合業務課長	高 垣 忠 由	消 防 長	前 田 英 幸
福 祉 課 長	星 田 仁 志	環境衛生課長	河 島 一 昭
住 民 課 長	福 原 茂 記	税 務 課 長	赤 井 康 彦
情報管理課長	水 口 克 將	建 設 課 長	東 信 行
産 業 課 長	中 島 詳 裕	地籍調査課長	大 方 肇
水 道 課 長	山 本 満寿典	下 水 道 課 長	東 敏 雄
教育委員長	毛 保 敦	教 育 長	楠 木 茂
学校教育課長	坂 上 泰 司	社会教育課長	三 角 治

7 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名（2名）

事 務 局 長 本 下 浩 久 書 記 池 田 ひろ子

8 議事の経過

開議 10時12分

○議長（橋爪弘典）

7番、田中良知君から、13番、横畑龍彦君から、24番、大岡憲治君から欠席の届出がありましたので、報告します。

ただいまの出席議員は、22人であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

また、本日の説明員は、町長ほか21人であります。

…………… 日程第1 議案第114号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第1、議案第114号、平成21年度有田川町一般会計補正予算第5号を議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（橋爪弘典）

起立、多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

…………… 日程第2 議案第115号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第2、議案第115号、平成21年度有田川町老人保健事業特別会計補正予算第2号を議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（橋爪弘典）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

…………… 日程第3 議案第116号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第3、議案第116号、平成21年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算第2号を議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（橋爪弘典）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

…………… 日程第4 議案第117号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第4、議案第117号、平成21年度有田川町簡易水道事業特別会計補正予算第2号を議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（橋爪弘典）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

…………… 日程第5 議案第118号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第5、議案第118号、平成21年度有田川町公共下水道事業特別会計補正予算第3号を議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（橋爪弘典）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（橋爪弘典）

日程第6、議案第119号、有田川町鉄道交流館の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

質疑ありませんか。

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

2番、増谷です。

議案第119号について、質疑をさせていただきます。

この議案はですね、今度できます鉄道交流館の設置に関する条例なんですけども。

この鉄道交流館、そもそもの利用というのが、これからでき上がった場合にどんなになっていくのかという点で見ますと、たいへん心配になるわけなんです。

平成21年の5月の臨時議会で、この問題で私聞かせていただいたときに、町長は、何人来るかと言われても、ちょっとわかりにくいと。しかしジオラマについては、全国的な人気があって、できるだけ多くの人に来てもらいたい。そういう努力をしたいという答弁であったと思うのですが。

しかしですね、私、ほかの市町村でこういう施設があって運営されているところを、ちょっと調べてみたんです。で、栃木県のある市町では、人口4万人の町なんですけど、ここはおもちゃ博物館ということで、おもちゃの展示とかも含めて、ジオラマの展示と、それから実際に走らせることもできるようにしてるんですが。その利用状況をお聞きしましたらですね、こんな状況なんです。

まあ、だいたい時間的には、50分ぐらいの利用状況になっているんですけど、1人当たり。そうするとですね、だいたい、まあ、人数ではなってないんです、だいたい人件費とか、えっとですね、ちょっと待ってください。平成20年度の利用状況で言いますと、Nゲージで30分コースでだいたい866回、1日にしますと2.4回。50分でコースを利用したのが599回、1日1.6回という、まあ状況です。車両の貸し出しについては、30分で526回、50分で103回という状況なんです。

それで、歳入歳出の内訳を見ますとですね、人件費がだいたい413万円、年間要らしいんです。で、利用者の収入状況の集約がですね、だいたい年間収入が66万しかないんです。で、利用者の内訳を見ていっても、マニアの方がほとんど。マニアの方でその施設を独占しているようなかたちになってしまうので、「これではいかにも」という話になって、マニアの人は別に利用できるような席をこしらえて、やっとならば初めて来た人でも利用できるようなになっているんですが。それでもここは、うちと違って6コースあるんです。有田川町は4コースの予定ですね。そういう中でも、そんな状況で、年間の、経年変化の状況を見ていっても、やっぱり増えてないんですわ、聞いたら。

むしろ、維持するのに大変だという状況になってて。だから、うちよりももっと立派な施

設をつくっていながらこういう状況なので、私はたいへん心配します。

それで、鉄道交流館の、執行する予算、執行済みを含めてですね、この調子でいきますと、全体で1億1,550万を超える事業になってくるのではないかと思うのですが、ほんまにこれだけの事業費をかけてですね、そういうふうな利用状況を見込めるのか、活性化できるのかという点で心配します。

町長に、その点の見通しも含めてどういうふうにお考えになっているのか、担当課にも聞かせていただけたらというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（橋爪弘典）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

栃木県の状況を今、聞かせていただきました。

やっぱり、しっかりと力を入れていかなければ、非常に、何というか、入場者数を増やすことができないと思います。

まあ、一生懸命取り組んで、できるだけ多くの方に来ていただくように、努力をしていきたいと思います。

○議長（橋爪弘典）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

じゃあ、担当される課の方へですね、まあ、まち交事業でやる場合ですね、目標値も設定されますよね、それぞれの事業で。例えば、人数が入るのだったら、どんだけの人数を見込むと。そういう点では、目標値をどういうふうに設定をされてるのかご答弁いただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（橋爪弘典）

しばらく休憩します。

~~~~~

休憩 10時22分

再開 10時25分

~~~~~

○議長（橋爪弘典）

再開いたします。

建設課長、東信行君。

○建設課長（東 信行）

お答えさせていただきます。

目標の人口とかにつきましては、駅の乗降客数とか観光入り込み客数については出ているんですけども、個々の施設については、当初の計画では、人口、そういうものについては設定はしておりません。

以上です。

○議長（橋爪弘典）

ほかに質疑ありませんか。

25番、亀井次男君。

○25番（亀井次男）

これを、まあ、いろいろ地元の要望もあり、また町としてもいろいろこう取り組んできております。

僕、一番心配するのが、4月からできるというかたちの中で、今からどのようなPRをしているのかなど。ほいて、まあ、そういう月刊誌とかいうようなかたちで出したり、またインターネットで出したりとしてると思うんですけど、どのようなかたちをしてるのかなど。

この前、藤並駅の巡回バスのときに、ちょっと聞いてたんに、今度こういう施設ができると。ものすごく期待してるという声もあると。やっぱり、そういう声を反映さそうと思ったら、やっぱりアピールもしていかなんたらあかんので。何にも、「担当がわけわからんよ」「どこが担当や」というかたちの中で、4月の開業を迎えるのに、非常に心配するので。その点、どのようなかたちで今PRをしようとしてるのかな。それには、予算もどうしても必要になってくる。その点について、ちょっとお聞きしたいと、こう思います。

〔「そのとおりや」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

企画財政課長、山崎正行君。

○企画財政課長（山崎正行）

ちょっと、簡単にお答えします。

先ほどの鉄道交流館の想定使用者というかたちで、うちが試算をいたしております。この館につきましては、木曜日を除きます毎日開館というような予定をしています。その中で、おしなべて、大人で1日15人程度、子供で10人程度と。年間7,000人から7,500人、そういう入館を一応想定させていただいております。

それから、この施設単体での、いわゆる、そういう費用対効果、これは、相当厳しいものがあるというのは十分認識をしておりますが、全体的な今、観光を企画をやっている中で、巡回バス、ALEC交流センター、それから、ぼっぼ道。それから各種、明恵峡温泉、それから道の駅、それから、清水地域には観光施設、それを動線で結ぼうということで、全体的な町の入り込み客の経済効果、そういうのを目標に置いております。ただ、来年からどのぐらいの稼働率で、どのぐらいの目標値が達成できるのかというのは、若干、これから地道にPRをしながら、戦略を練りながらいかないかところが多分にあります。そういうひとつの施設として、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（橋爪弘典）

25番、亀井次男君。

○25番（亀井次男）

だいたいわかったんやけど。ただ、今の説明の中で、ALECとか、施設とかも動線としてと、こういうふうに今、答えられたんやけど。ALECへ藤並駅からでも、また清水からでも行きたいよと。今は、僕は、この前の認識としたら、温泉へ入る人は無料バスへ乗れると、こういう話もあったんやけど。藤並駅からでもALECへ行くんや、また、鉄道公園へ行きたいんやというたら、今度は、来年の4月から乗れるようになるんかなと。その確認だけ。

○議長（橋爪弘典）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

亀井議員にお答えしたいと思います。

観光バスについてはですね、まあ、ちょっといろいろ、まだまだこれから問題点が出てくると思います。というのは、現在、当初走らせたコースについては、金屋地区の方が乗る停留所がないとか、またせっかく蔵王橋とか、そういう名所にもとまらないとか、そういうことがありますし。もう一度、再検討を加えて、まあ停留所も何か所か増やしていきたいと思うし。もちろん、議員おっしゃるとおり、藤並駅からALECへ行っていただいても、またALECから鉄道交流館で降りていただいても、それは十分結構です。

○議長（橋爪弘典）

25番、亀井次男君。

○25番（亀井次男）

あんまり、きょうは僕、今の説明の中で、そういう話になったんやけど。やっぱり来年の4月からでもとか、来年の2月からでもとか、あわてて言うこといらんので。やっぱり、その、一応、動線として、このまあ停留所できるところであれば、やっぱり観光的とか、文化とかいう点もあるんで、ぜひ、そういうふうな、今、町長さんが言うたようなかたちで進んでいていただきたいと。ただ、それを明日からするようなこと、みんなにこう何しても、ちょっとややこしいと思うんで。できるだけ早い機会の中で統一見解を、今の町長さんの考えに沿って各担当課で取り組んでいただきたいと。ほいで、1日も早くそういうふうに乗れるように期待しておりますので。要望で終わります。

○議長（橋爪弘典）

9番、前〆利夫君。

○9番（前〆利夫）

亀井先生、増谷先生、あれしていただいたんでございますが。本当にこの、きょう課長も言うたようにですね、実際、もう、そのバスの運行なんかもよ、なんと有田川町というのは銭あるんかいなと思ってんのよ、みんな住民が。あんな、ろくった乗りもせんバスをやな、あんな何千万円もかけて、ほいで、それらもいっつも、緊急対策事業でこういうふうになったという説明が町民に行き渡ってないんやいしょ。あんな銭あるんやったら、も

っと必要などこへ使う。これ実際ほんまに今、清水の坂上先生も、このバスの問題を言われたように、わしも指摘したようによ、きちっと、やるからには、巡回計画をきちっと立ててやで。

今ほいて、女のパワーというのはすごいんやいしょ。奥でもいろいろのクラブやったり、男はやらんけど女はやってんのや。やっぱり交流館へ行きたいという者はいくらでもあんのやで。だから、帰るときはうまく計画の中でやな、そういうやつをほんまに実際やりもていかなんだらよ。基本計画だけいくらでもええこと書いて、実際の実施計画になったら何もやってないさげやな。そら、あわてて橋爪議長もこのテープカットのとき、藤並駅の、年数かけてって言いよったけどよ。そら、ある程度年数は決まるけどやで。そういう実際の、京大の演習林、銚子の滝、五郷の溪谷、そういうもんを将来は含めてやで、こっちから行くばかりでなしに、向こうからも交流館へ来たい、今度できる施設へも来たい、明恵も行ってみたいなど、こういうやつを実際やってる、今もう女の人の馬力というのは、すごいさげね。まあ、社会教育面なんかも通じて、そこまで問題を下ろしもていって、下ろす、やっぱり意識調査をやって、それに見合う何をやらなんだらあかんで、これ。はっきり言うとかよ。返事は要らんよ。そうしておくれよ。うん。

○議長（橋爪弘典）

23番、竹本和泰君。

○23番（竹本和泰）

皆、今、議員さん言われたとおりでであると思うんです。町の財政もものすごく、やっぱり緊迫してきている中で、もう少し、計画については、見通し立てて、きちんとやらしてもらわんと。この交流館にしても、できたときから人件費も払えん状態の計画をやっていくわけですから。もう少しこう、将来への見通し立てて計画していってほしいなというふうに思います。もちろん、バスについても、ものすごい批判が多い状態です。いくら景気対策でそういうかたちで取り組んだとしても、将来どんなになっていくのかということが目に見えんのでね。ほいで、十分、やっぱり、今後、気をつけてしてほしいなど。

以上です。答弁要りません。

〔「しっかりやれよ」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（橋爪弘典）

起立、多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

…………… 日程第7 議案第120号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第7、議案第120号、有田川町使用料の徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

23番、竹本和泰君。

○23番（竹本和泰）

議案第120号についての質疑をさせていただきます。

元学校施設についてですけれども、非常にまあ、林間学校とか、企業等の研修とか、あるいは大学生等の利用も今まであったわけですが、そういった面についての宿泊を伴う面について、これへ載ってないわけですが、どのように考えておられるのかというあたりをお聞きしたいと思います。

○議長（橋爪弘典）

しばらく休憩します。

~~~~~

休憩 10時38分

再開 10時40分

~~~~~

○議長（橋爪弘典）

再開いたします。

総務課長、須佐見政人君。

○総務課長（須佐見政人）

竹本議員の質問にお答えします。

現在、規定には宿泊の関係は載っていないわけなんですけれども、そういう場合がある場合には、特に町長が認めた場合は認めるということで、その限りではないということにさせていただきます。

（「それでええん」と竹本議員、呼ぶ）

○総務課長（須佐見政人）

衛生面も若干問題あるんですけれども、今までそういう宿泊施設等々については、学校施設はなかったということがあったんで、今後、そら、もしそういうことがあれば、町長は特に認める場合につきましては認めるということでいかさせていただきます。

（「条例は」と竹本議員、呼ぶ）

○総務課長（須佐見政人）

条例は、特に町長が認めた場合ということの判断をいたしましてさせていただきます。
以上でございます。

○議長（橋爪弘典）

23番、竹本和泰君。

○23番（竹本和泰）

あのね、条例では、町長が認める事項については、ということがあるんやけども、それはあくまでも徴収料の減免とか、あるいは免除とかということであって、宿泊について、そこまでね、こう、町長が認めたらというかたちで拡大できるような条例というのはないんですよ。そんなこといけるんかな。そんなんやったら、条例の意味なさんじゃないですか。みな、町長が認める事項であれば、ということであれば。条例の中での一定の契約について町長が認めるということであろうと思うんですよ。

ですから、廃校舎になるということが、地域が、まあ子供が少なくなり過疎化していくということで、その地域をいかに活性化していくかということになれば、できるだけ多くの人にそこへ来ていただけるような手だてを講じていく、そして地域の元気づくりをやっていくということが基本であろうと思うわけですけども。何ら、廃校した校舎であれば、もうそれは放っておいたらええわというようなことではなしに、やっぱり地域が衰退していく状況を少しでも元気づけていこうという方向で取り組んでいただきたいと思うわけですが、そこらへん、どうでしょうか。

○議長（橋爪弘典）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

現在の施設は、ちょっと衛生面から宿泊施設にはならないということで、今回は入れてないんですけども、おっしゃるとおりですね、やっぱり地域の活性化になるのであれば、また地域の方々とは今後相談しながら、やっていきたいなと思います。

余分な答弁かもしれませんが、巡回バスもそういった意味で、いろんな流れの中で、これから取り組んでいかなければならないと思っていますけれども。とにかく、これ行政だけで実はどうしようもない部分があります。地域が一生懸命になってくれてこそ地域の活性化というのが進むので、廃校についてもですね、また今後、地域の方と相談をしながら進めていきたいと思っています。

○議長（橋爪弘典）

23番、竹本和泰君。

○23番（竹本和泰）

口ではそう言われるわけですけども。地元としても、いくら北小学校——私どもの小学校の廃校舎についてですけども、今まででも、林間学校で十分やっぱり校舎のフロアの上へごさを敷いて、夏休みなんかはそうして使ったり、というかたちが今まで随分あったわ

けですよ。畳を敷いて、きちっと宿泊をできるようにということではなしに、そういうかたちであったわけですから。そういう状況があるので、せめて畳でも敷いてもらって、一教室でもできるだけしてもらえそうな状態にできたらなということも言っているけど、今まで全然そういう取り計らいというのがなかったわけですね。今の現状の中でも、大学生とか、あるいはグループとかいうかたちで来ていただいているということもあったわけですが、まあ、使用料の問題とか、あるいは使いにくいとかたちの中ですぼんでいますけども。最近ありませんけども。できるだけ、やっぱりそういう今の状況を、廃校になった、休校になった学校を使ってもらえそうな状況に手だてをしてほしい。

そしてまた、もちろん地域のできる部分については地域が主体になって取り組むのが当然であるわけですが、どんどん過疎化していく、人口も減っていく、そういった状態の中で、地域だけではとても無理なんですよ。無理なところがあると思うんです。そこらへんで、行政ができるだけバックアップしていく、一緒になってやっていくというかたちで。学校の使い方については、いくらでも聞いてくれますけども、ただ聞くというだけで、どんなに手だてをするか、「こういうかたちであったら使えますよ」というかたちが、いつも示されていないわけですよ。ですから、この小学校の活用についても、できるだけやっぱり多くの人に使ってもらえそうな状態で活性化を図るように、地域を元気づけるように。それは、私どもの小学校だけではありません。清水においても、金屋においても、休校がどんどん増えてくるわけですから。そういうかたちで使えるような手だてを、お願いしたいと。

使用料についてもね、これだけ取ったところで、金額的には本当にわずかなものだろうと思うわけです。先ほど言うた交流館にしても、したときから赤字の施設ができてるわけです。どんどん行政負担が重なっていくわけですから。そうしたやっぱり地元へ密着したかたちでの行政の執行というのを、特にお願いしたいなというふうに思います。

○議長（橋爪弘典）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

廃校については、本当にたくさんありますので、いっぺんちょっと研究してですね、早急に、来ていただけるように研究をさせていただきたいと思います。

○議長（橋爪弘典）

25番、亀井次男君。

○25番（亀井次男）

今の関連やけど。この、今の竹本議員の何は、全員協議会でこれ予算説明のときでも聞いている話であるんで。

要は、町長の気もわかる、質問してる人の気もわかるけど、事務方で言うたら、これ、町長の権限でできるというふうな解釈が、どこへ載っているんなど。今の同僚議員が聞いているんが、何も書いてないんで、書いてないやつ、これ町長の権限でできるとかいう話

はおかしいと違うかと、こうなってる。質問がそうやさかいに、事務方としたらね、これが町長が意を汲んで担当課でちゃんとさせてるはずやさかい、それは、「この項目によって町長が町長の権限でできますんや」というところをちょっと教えてほしいよ。

——なかったら、ちょっと付け加えたらええんや。暫時休憩せんけ。

○議長（橋爪弘典）

しばらく休憩します。

~~~~~

休憩 10時48分

再開 10時49分

~~~~~

○議長（橋爪弘典）

再開いたします。

総合業務課長、高垣忠由君。

○総合業務課長（高垣忠由）

亀井議員さんの質問にお答えします。

従来、一時、大阪の方から北小学校にグラウンドを貸してくれということがありました。それにつきましては、夜、泊まる場所がないということで、一時、体育館を使用させたことがございます。それ以外にはないんですけども。これは廃校舎については、基本的には宿泊施設ではないために、泊まるというのは不可能だと思います。町長と協議しながら一時、泊まりだけという配慮した経過があります。今後、それは、具体的に考えていきたいと思います。

それと、今後、廃校に出てくるんですけども、早月と北小学校、それと峯口については、今現在、委員会等も設置する予定にしております。区長からもちょっと要望も聞いていますけれども、まだ具体的になっていません。

以上です。

○議長（橋爪弘典）

25番、亀井次男君。

○25番（亀井次男）

今の説明でやったら、わかりやすく言うたら、そんな宿泊のこといっつも考えてませんと。ほいやけど、ただ、次の廃校になったりとかいうときに、また全体的に含めて、いっぺん検討しますという、事務方の話でええんかの。その点だけはっきりしとかなんだら、やっぱり議員さんとか、地元の区長さん通じて過疎の学校が廃校になったと。それを使いやすいかたちでということで、町長が「よっしゃ、よっしゃ」と言うても、「どの根拠で貸すんですか」と、こうなってくると。今の課長の説明であつたら、そんな貸すつもりもないし、この前も泊まったのも、グラウンド貸してくれと言うんで、グラウンド借りてちょっとまあ泊まりたいと言うんで、仮眠みたいなかたちやつたと。ほいやけど、合宿と

か、そういう何ができるような衛生面からいろいろ、保健所からもいろいろこう、していかなんのでという話であったら、本会議まででもね、きちっと予算説明会のと看言うたらええんで。ほいで、そこの点を、やっぱり町長はこうしたいと思うけど、今の事務方やったら、まるっきり頭としっぽと違ふような方向であるので。その点についたら、ほかのところもあるので、今後は、きちっとまた検討しますとか、いふようなかたちの中で。ほいで、それについては、やっぱり項目は、略してゐるんで、全体的な今、条例は持っていないでわからんのやけど、やっぱりのりのたつようなところで、これを適用して貸せますとか、そういうような話に進んでいただきたい。よろしくお願ひします。

○議長（橋爪弘典）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

廃校の校舎については、区長さん方もいろいろ心配してくれてますので、2月をめぐに。やっぱり地域の方とも相談していかなければならないんで、我々だけでこうするというんじゃなしに、委員会を2月中に立ち上げさせていただいて、地域の方とこれから十分検討していきたいなと思ひます。

○議長（橋爪弘典）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

2番、増谷です。

今、この質疑で提起されているのは、結局、廃校になった校舎をどう有効利用するかということの皆、質疑だったと思うんですよね。だから、そういう点を考えますと、まず第一に、提案できる内容をつくっていかないかと。そういう意味でいいますと、廃校問題を検討できる検討委員会を立ち上げようということであつて、立ち上げてくれて、その後の論議があんまり進んでないと。全体の廃校舎をどう活用するかという庁内論議の場をつくって、廃校の学校ごとの検討委員会を地元の人を巻き込んでできる二段構えでぜひ取り組んでほしいのと。あわせて、何年か前に岩手県のどこかで全国廃校サミットを開催してゐるんですよ。ですから、利用するためには、そういう全国の声も聞きながらという意味も込めてですね、有田川町が全国に呼びかけて、廃校サミットをぜひね、考えていくことも含めて提案しておきたいと思ひます。

答弁結構です。

○議長（橋爪弘典）

18番、楠部重計君。

○18番（楠部重計）

18番の楠部です。

議案第120号について、2点ばかりご質疑申し上げたいと思ひます。

今回、条例整備ということで、改正の件も含まれてはいますが、まず1点目に、こ

の条例整備、施行日が22年1月1日から施行するというので、その根拠。

それから、条例改正の中で、加工室、みそ加工の場合、1,000円から2,000円に改正されることになっておりますけれども。これまあ、町内に何ヵ所あって、これまでのちょっと実績をお聞かせいただきたいと思います。

まあ、峯口小学校も廃校されておりますけれども、そこも含めて、町内にどのくらいあるのか、実績をお聞かせいただきたいと思います。わずか1,000円といっても、倍になりますけれども、その根拠。2点につきまして、ご説明をお願いいたしたいと思ます。

○議長（橋爪弘典）

産業課長、中島詳裕君。

○産業課長（中島詳裕）

今、手元に資料を持ち合わせていませんが、今、議員おっしゃられますように峯口小学校の加工室、どんだん広場、それから水尻の公民館の一角等がございます。今回は、使用料を2,000円にしたというのは、統一する意味でさせていただきました。

2,000円というのは、みそ加工の場合、3日間要しますので、3日間の1回の費用としてでございます。

○18番（楠部重計）

まあ、施行日が1月1日になってますけれども、普通、体育館施設とかは年度末とかありますけど、合併による1月1日の改正であるのか、そのへんの答弁をいただいてないのと、今、水尻、あるいはどんだん広場、峯口小ということでもありますけれども、実績が今のところ答弁ございませんけど、どんだん広場の場合は、同じようにみそ加工も91万という中に入っていないんですか。その点、ちょっとお聞かせいただきたいと思ます。

○議長（橋爪弘典）

産業課長、中島詳裕君。

○産業課長（中島詳裕）

どんだん広場は別でございます。

それと、実績については、今持ち合わせていませんので、後ほど調べて報告させていただきます。

○議長（橋爪弘典）

しばらく休憩します。

~~~~~

休憩 10時58分

再開 10時59分

~~~~~

○議長（橋爪弘典）

再開いたします。

○産業課長（中島詳裕）

本条例が承認されましたら、速やかに施行したいということで1月1日施行ということ
です。

○議長（橋爪弘典）

18番、楠部重計君。

○18番（楠部重計）

学校施設とかそういったやつは、年度末というのは3月31日に1年間に払う場合にあり
ますけれども、そこらへんはどうなんですか。改正するのと、それまでに、1年間でま
あ、あれするんとよ。そういう点はないんですか、この中に。条例の中に。もう改正した
値でやるんですか。年間いくらと違うん。2月1日の改正やさけ、この条例の中には、年
度末1年間ということで払うというあれはないんですか。そういうまあ、ないんですか、
この中に。条例整備の中に。

○議長（橋爪弘典）

町長、その答弁、内緒でやらんと、相談して、きちっとやってください。

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

1月1日に施行というのは、この議会を通していただいたら、もう速やかにやるという
ことで、年間を通していただいている料金というのは、今のところございません。1回の
使用料ということでやっております。

○議長（橋爪弘典）

9番、前ノ利夫君。

○9番（前ノ利夫）

要は、この規則で、だから、その範囲です、いわゆる国、県条例、いわゆる国は国
法でしょ。その次は県条例。あくまでも市町村の場合やったら、その自治体の条例。これ
を基本とした、亀井先生も言われたように、統一的な何をきちっとやりもていってです
ね、施設の利用についてでも、そういう面できちっとした我が町の条例化していくとい
うことは、これは一番大事なことです。そういう面をきちっと一回整理して、何していか
んとです、こんな問題いちいち。そういう基本的なもんをきちっとせんから、こんなこ
と起こってくるんです。ぜひとも、それについて、いろいろ審議やるんやったら、徹
底的に、そういう基本的なことをきちっと整理してかかってくださいよ。

これ、町長、条例まあ、結局あれですけど、先ほども質問あったように、そんな何、
町長は条例の何付け加えられるんかよ、まさにこの論議が起こってきますよ。そんな
点は、きちっとやっというてもらうということだけ、お願いしてですね。答えてくだ
さい、これだけに。

条例に基づかなんたら、条例のほか何ものもないわいしょ、お前。そうと違うんけ。
宿泊、宿泊って言うたってやで。まあ。言うたら……

○議長（橋爪弘典）

しばらく休憩します。

~~~~~

休憩 11時01分

再開 11時02分

~~~~~

○議長（橋爪弘典）

再開いたします。

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

条例というのは、あくまで基本でありますので、必要に応じて、また改正もさせていただきます。

（「それでええんやいしょ」と前議員、呼ぶ）

○議長（橋爪弘典）

ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（橋爪弘典）

起立、多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

…………… 日程第8 議案第121号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第8、議案第121号、町営土地改良事業の施行についてを議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（橋爪弘典）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

…………… 日程第9 議案第122号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第9、議案第122号、有田川町道路線の認定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（橋爪弘典）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

…………… 日程第10 議案第123号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第10、議案第123号、平成18年度有田川町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する基本協定の変更についてを議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（橋爪弘典）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

…………… 日程第 1 1 議案第 1 2 9 号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第 1 1、議案第 1 2 9 号、訴訟の提起についてを議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

1 5 番、浦博善君。

○ 1 5 番（浦 博善）

1 5 番、浦、議案第 1 2 9 号、訴訟の提起について、質疑させていただきます。

かなり多項目にわたって質問言いますので、よろしく願いいたします。

まず、この土地の所有権ということでの裁判ということですけども。いくら時効取得と言えども、やっぱり、これはある程度買収済みであるという確信のもとにこれ、されてると思うんですけども、何を根拠にこの土地は買収があったというふうに判断されたのか。その説明をまず、お願いしたいと思います。

そして、この裁判の費用ですけども、前回の議会において、50万の予算が計上されましたけども、その予算内でこれは済むのか、もしくはそれ以上の費用がかかってくるのか、説明を求めたいと思います。

そして、このように、同様に、現在登記簿謄本は個人名であるが公共の土地として使用されている、そのような土地がほかにも数件あると思います。今後、このような方法で、そのような土地をすべて町有地にしていくのか、今後の方針についてお聞きしたいと思います。

そして、この土地をこのような方法によって町有地にした後の利用目的、それをお聞かせ願えますか。

現在、この土地は、この地域の緊急ヘリの着陸場として、滅多にありませんけども、一応まあ活用されております。その扱いについての今後の計画もお願いしたいと思います。

そして、この訴訟を時効取得という訴訟を提起するに当たっては、この土地を占有した時期ということを示す証明しなければならないというふうなことも、ちょっと聞きましたの

で、それを証明することができるのか。また、地域にそういうことを証言してくれる方がおられるのか、そのへんについても確認したいと思います。

そして、最後に、この土地、土地物件、これは1ですか、1については、これ、抵当権も設定されているということですが、この抵当権というのは、どういう種類のものであるのか。そして、この訴訟によって本当にこの抵当権の抹消手続き等が済まされるのかについて。

まず、これだけの項目についての説明を求めます。

○議長（橋爪弘典）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

まず、この所有権の諸々の問題なんですけれども、所有権については、登記簿は今現在の方になっているということでもあります。なんでこれ裁判するのかといえぱですね、とにかくもう長らくこの土地を使って小学校でやってきたんやけど、今でも使わんのに借地料を払っています。今も現在使っていないと聞いています。ほいで、やっぱりこれもうお互いにですね、「買った」という、実は証明もないんです。それから、この方についても、「貸した」という証明もないんです。ほいで、残りの方については、借地料の請求は順次行われてきて、今も払ってるんですけど、この2名の方々については、何の請求もないしですね、やっぱり、これはもう、ほかの土地を返すのについては、もう裁判をせざるを得ないと考えております。

それから、町内に数件あるという話ですけども、こういった類の土地は、あるとは今のところ聞いていません。

（「公衆用道路とかもそういうことに入ってくるん違うかな」と浦議員、呼ぶ）

○町長（中山正隆）

それは、ちょっと種類が違うと思います。公衆用道路については。

それから、利用目的というのは、現在ヘリポートに使ってるというんやけど、そんなにヘリコプターが降りるようなところではないと思います。ほいで、できたら、これは、もうお返しをしたいと思っております。

それから、地区の方の証言があるんか、ないんかという話でありますけれども。それは、今のところ地区から「買った」という領収書もなければ、何もないんで、これは、ないと思います。

それから、あとの1件の物件については、抵当権2名設定されていますけれども、この抵当権については、裁判が確定すればですね、問題ないと思います。

○議長（橋爪弘典）

15番、浦博善君。

○15番（浦博善）

まだ、費用のことについても答えてくれてませんけど。

○議長（橋爪弘典）

町長、中山正隆君。

（「そして、あと資料と」と浦議員、呼ぶ）

○町長（中山正隆）

当然、長引けば増えてくると思います。

——跡地の利用については、もうお返しするという事で。

（「町有地にしたところ、町の所有地にしたところについてはどうなんですか」と浦議員、呼ぶ）

○町長（中山正隆）

今のところ考えてません。

（「まったく使わないということ。——はい」と浦議員、呼ぶ）

○議長（橋爪弘典）

15番、浦博善君。

○15番（浦 博善）

まず、お返しするために裁判をするということですけども。なぜ、これお返しするために裁判を起こさなければならないのか、今ひとつよくわからないんですけども。例えば、これ、そのまま町長が「ありがとうございます」と感謝状のひとつでもつけてお返ししても、問題じゃないんじゃないかなと思うんですけども、それについて何か問題があるんだったら、その理由を教えてくださいと思います。

そして、これからまあ、まだ50万、まあ長引けばいくらかかるかわからないという、これ町の予算ですね。その予算をつけて、町有地にわざわざ裁判を起こしてした土地を全く利用目的がないと。全く意味のない土地を取得するために多額の費用を使って、住民を訴えてまでこれをするという、そういうことですよ。その本当にまあ、必要性というのが、もう全く私理解できないんですけども。もう少し、理解できるように説明していただければありがたいと思います。

そして、ヘリポート使ってないって、先ほど町長おっしゃいましたけども、確か去年であったか、同僚議員さんからも質問ありましたように、あそこのあの地点に緊急ヘリがとまりまして、そのときに救急車が降りるのが非常に道が狭くてしにくかったので、もう1つ別の場所をつくってもらえるような方法はないかという質問だったと思うんですよ。それで、あの土地というのは、ヘリが下りる、まああの地域の、ちょうどまあ、民家の集中しているような場所で、非常にありがたい場所で、私としても、あの土地を活用して、あそこに進入道路を広げ、緊急に救急車が下りやすいような、そういうふうなものにしていた方がいいのではないかと。私自身も個人的にはそういうふうには思っていたんですけども。こういうふうなかたち、中途半端な、お返しして、本当に中途半端なかたちになると思うんですよ。どういうふうな結論が出ようとも。そのへんの認識というのかな。もう少し詰めてもらえた方がいいんじゃないかなと思いますので。そのへんについても、ちょっ

と、先ほど町長、あまりにも利用されていないというような答弁だったので、もう一度お聞きしたいと思います。そのへんについて、もう一度お願いします。

○議長（橋爪弘典）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

お返しせえという話でありますけれども、あの人の土地をお借りしていたという認識は持っていません。お借りしてるのであれば、ほかの3人に借地料を払っているのに、当然あの方々にも払わなくてはならない状況にあったと思いますけれども、それも長らく払っていないので、お借りしたという認識は持っていません。

ただ、あの土地については、利用目的からいってですね、非常に今使われてないということで、とにかくいったん整備をして、その後、裁判が終わった時点で、また考えていきたいと思います。

（「ヘリポートとしては意味ないと」と浦議員、呼ぶ）

○議長（橋爪弘典）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

意味ないというんじゃないけど、今の土地では無理かなと考えてます。

○議長（橋爪弘典）

15番、浦博善君。

○15番（浦博善）

最後にもう一度、基本的なことになるんですけども、お聞きしたいと思います。

先ほど、町長はまったく借りていたという意識がないということ、ということは、やはりあれは買収済みであったというふうに町長自身は判断している、というふうにとらえさせてもらったらいいんでしょうね。

その買収しているという判断の根拠、本当に理解できないんですけどね。今回、地権者の方からも要望書というかたちで提出されております。その中にも、あの土地については、「町を信頼し、無償で今までお貸ししていた」と、そういうふうに書かれておりますね。そして、この中に、昔、平成18年に協議をして、円満解決の方法を探ったと。金屋町ときには、こういうふうにお借りしていたかもしれないという、無償で貸していただいていたという可能性はあるという判断のもとで話し合いが行われた経緯があります。それが、なぜ、町長はこれは確かに買収済みであるというふうな確信が持てるのか、それについて説明していただきたいと思います。

そして、ヘリポートの問題ですけども、こういうふうな訴訟を起こして大きな混乱を起こす前に、そういったところの後の対策というものも、きちんとしておくべきじゃないかなと思います。本当にあの土地について、こういうふうなかたちのものを出されてしまっ、また地域の方を相手に裁判するというふうなことになっていきますと、これから本当

に西ヶ峯の地域の中で、いろんなことが、みんな、また問題が出てくると思いますので、もう少し円満に解決する方法があったのじゃないかと。

ほいて、少なくともその土地に用地買収がされてようが、されてかなろうが、現在、この土地の登記簿謄本の権利者というのはその人にあるんですから、今現在の権利はこの人にあるんですよ。だから、その権利を認めて、それで「ありがとうございました」とお返しすることは、何もこれ、法的な問題はないと思うんで。なぜ、そういうふうな解決がとれないのか、もう一度説明をお願いしたいと思います。

○議長（橋爪弘典）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

おっしゃるとおり、権利は今のところ、登記簿上ではあるんですけども、長らく、ほかの人にも借地料を払って、この2名には払っていない、という中で、これもう司法で決着つけてもらわんと前へ進まないという判断をしました。ほいで、さっきも言うたように、町が買うたという証拠書類もないし、あの人も貸したという証拠書類もないし、その中で、この名義だけは残っているという土地で、これ、もう法的に決着をつけてもらう以外ないと考えています。

○議長（橋爪弘典）

11番、佐々木裕哲君。

○11番（佐々木裕哲）

11番、佐々木です。今、同僚議員がちょっといろいろ質問されてましたけども、私もこれ、この129号について、この経過をずっと見させていただきました。この訴訟の件について、時効からいけば、当然、町の所有に恐らく移転はなると思います。ただし、その時効以外といたしまして、現実には、まあ昔、戦後、昭和24～25年当時、五西月村の小学校を建てるということの中で、地権者の方が協力していただいて、その中で、有償で借りている方、またその当時売買されたというような方は無料ということで今日まで来た。ということの中で、その当時、領収書も売買契約書もなければ、そういう実証できるものがないと。そしてまあ、誰かその当時、仮に書面で残っていなくても、今現在立証できる方があれば。また話なんですけども、私はまあ、これ、どうもこう、いろいろ客観的に見てみますとね、時効の面からもう当然これは、もうやれば必ず所有権は町へ入ります。しかし、所有権は、先ほども町長言いましたようにですね、町になったとしても、その使い道、また今現在お借りしているところは返却するというのであればね、ますますこの土地が使い道がないと思うんですね。そして、まして、今現在、この50万の弁護士費用、また長引けば、それにプラスアルファ今後されるという、そういう想定もされるということであればね、私は、シロ・クロつけるための裁判じゃなくてね、もうそのまま、今まで有償でお借りしてきた方同様に、もう返してあげたほうが一番、町としても、またその地権者の方とも円満にいくんじゃないかなと思うんですけども。

私、これね、土地、今、その土地がうち使っていると。例えば、道に使っているとか、また公共施設とか、また何かほかの面で利用しているというのであれば、これは当然、うちが利用してるんでさけ、それをまた返すということになれば、その代替地も要るやろし、いろんなこともするんですけども。まったく使ってないし、今のところ使う予定もない、ないから返すんやと。しかし、この部分だけは返さないんやと。いうことは、ちょっと私、どうもこれ、自分自身考えてもね、何か割り切れない気持ちがあるんですけどね。

その点まあ、立証者が、これ、あれですか、立会人でも、これ、誰か、もちろん裁判になれば出てくるかと思うんですけども。あるんですか。その点、町長いっぺん聞かせていただきたいと思います。

○議長（橋爪弘典）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

定かな、証明してくれる方があったら、何もこれ問題ないんですよ。実際ね。ほいで、これもう前へ進もうと思えば、それに頼らざるを得ないという現状であります。浦議員さん、佐々木議員さんの言うこともよくわかります。まあ、ほいで、これ出して、議会の皆さん方にご判断をいただけたらなと思います。

○議長（橋爪弘典）

11番、佐々木裕哲君。

○11番（佐々木裕哲）

立証できない方が現れないというとか、立証してくれる方が今の時点ではないということであればね、もう、私は、これ、町長の政治的判断でね、もう円満解決してあげた方が私はいいいんじゃないかなと、そう思うんですけど。わざわざ、これもう恐らくね、かければ時効というもんでありますよ。私もね、こういうふうに、自分もちょっと自分自身も携わってきましたんでね、これはもう恐らく町へ入ってきます。ですけど、これだけじゃ、どうもここ自分が割り切れない気持ちがあるんですけどね。そこまあ、町長自身いっぺん検討してあげた方がいいんじゃないかなとは、そう思います。

○議長（橋爪弘典）

答弁は。

（「結構です」と佐々木議員、呼ぶ）

○議長（橋爪弘典）

14番、殿井堯君。

○14番（殿井 堯）

あのね、多分、この問題は議会へ来る前に、こういうあやふやなことで議会を通そうとせんと、それあげる以前にもっと煮詰めた話をしたほうがええん違いますか。

今、各同僚議員からの質問聞いて、まあ町長の答弁を聞かせてもらったら、何が何やらわからん、判断がつかんから、議会を通してもらうて裁判かけましよう。そんなもん、

我々議員、何が何やら執行部がわからんもんを、我々賛成できますか。これで、あと、もしも間違いやった、そういう何が出てきましたとやったら、これ、えらいことですよ。だから、議会へかけてくる限りは、ある程度の裏づけ、立証をもって議会へかけてもらわんと、そんなあいまいなことで、議員各位で「はい、賛成です」「はい、反対です」って、そういう返事をせえということ自体が大きな間違い違いますか。

だから、当時のその何に、何の証拠がなかったらなくて、その土地を町が利用すべき、今までこれがなくては町があかんと、利用すべき土地で、絶対に返すことは相成らんというんだったら、また今、同僚の佐々木議員が言われたように、そういうふうな方面へ進んだらええけども。利用価値もない、今後どうすることもない、返しますというんでしたら、何もこんなところへ来て、わざわざ裁判かけて、裁判費用を使って、我々議会で検討するような感覚の問題と違うんじゃないですか。それ以前に、当事者である、そのものの人との話し合いでもって解決できることと違いますか。わざわざ議会へかけてどうのこうのする、そういう問題であるかどうかは、僕、議員としては疑問に思いますけども、いかがなもんですか。

○議長（橋爪弘典）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

当事者とも十二分に話し合いを持ちました。持った結果が、こういう結果になっております。

○議長（橋爪弘典）

殿井君、答弁要りませんか。質問ございませんか。

○14番（殿井 堯）

もう、いいです。

○議長（橋爪弘典）

9番、前ノ利夫君。

○9番（前ノ利夫）

法とは、誠に非情なものと思います。人間の社会のすべてが情で解決するのであれば、これは、法は要りません。ただ、ご案内のとおり、三権というのは今、分裂してまして、立法、司法、行政、こういうかたちになっておるわけです。で、本問題については、相当な事実、これがありますので、最終的には、それは、是か非かということは、これは司法の判断に任せる以外にないと思うんです。

地籍の問題でも、私たちのまち、旧清水地区でも、いろいろの問題が発生しております。こういうことがだんだんと明確化になってくる、これもう、地籍らも本来はもう早くに済ませてもらわなければならないやつを、国がやらんなんことを、まあ地方へ任せてきた、こういうことになる、問題はいくらでもある。その場合、最終的には、もう司法の判断を仰がざるを得んのです。私、全協の中でも、申し上げましたとおり、時期的、そういう観

点から見てですね、情としてはわかってはいてもですね、一応、負ける勝つは別にして、やっぱり公の福祉、個人の福祉、特に個人については、これはもういわゆる私権のうちの土地というものは、まさに命に次ぐ大事な問題でございます。だから、登記によって永久的にきちっとされておるものでございます。この場合は、登記は本人にあるということは私もよくわかっております。ただ、どんな問題にでもですね、これ犯罪ひとつについても必ず時効の問題がございます。だから、この問題はもう時効にやっぱり司法の判断を仰ぐべきだと。私はもうそう思います。で、何もその申し出とる方をいじめるとかそうやなしにですね、その結果によって、また話し合える機会があったら、情的に町民の1人として、町の執行部として、またそれを別の立場から擁護せんなん町議会の立場においてでも検討すべきであってですね。事ここまで至ったら、やっぱり、是は是、非は非のきっちりした判断を私は求めるのは筋だと、こう思います。

以上です。

○議長（橋爪弘典）

答弁は。

（「はい、お願いします」と前々議員、呼ぶ）

○議長（橋爪弘典）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

もう、この案件については、司法に任す以外にないと考えております。

（「これ、議長、採決」と前々議員、呼ぶ）

○議長（橋爪弘典）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

2番、増谷です。

私も確認しておきたいことがあります。

今回この129号の中にですね、訴訟遂行の方針という欄があります。で、その中に、2項目として、第1審判決後の結果必要がある場合は上訴するとなっておりますね。自治体が裁判を起こす場合は、必ず議会の議決を経なければならないとなっているんですが、この項目が入っているということは、最高裁まで行った場合でも、もう今後、議会の議決は要らないということでこれが入っているというふうになっていると思うのですが。その点確かめたいのと。そこまで行ってほしくないんですが。

それから、時効というのは、ただ時効が来たからといって、権利関係が移動するのじゃなくて、時効の援用をすることによって権利関係が移動させるということになるわけですよ。時効というのは、一定期間、その存続した中身がですね、それが真実であるかどうか関係なしに、そのまま事実関係の権利を認めるという制度になっていますから、まあ、この時効というのいろいろな解釈の仕方がそこで当然出てくるわけなんです。

やはり、この問題は、議員各自がご指摘いただいた部分もありますけども、私はやっぱり、この土地の借地権の更新時期を迎えるまでの期間はですね、最大限やっぱり努力していただいて。もう1回ですよ。それでその結果だめだったら踏み切ったらいいと思うのですが、私は、あえてもう一度、3月末ぐらいまではお互いの話し合いも含めて、もう取り消さない、調停も含めてですね、検討する余地がないのかどうか、その点お聞かせいただきたいと思います。

○議長（橋爪弘典）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

多分、議会の議決は、ずっと進んでも、1回でいいと思います。

ただ、十二分に話し合いをせえということで、何回も話し合いをさせていただきました。その中で、借地料を持ってほしいとか、いろんな問題が出てきたんで、そこらもう議会の皆さん方にご判断をしていただく以外にないんですけども。上程させていただいた以上は、今のところ、もうこれを取り下げて延ばすという考えは持っていません。

○議長（橋爪弘典）

討論を行います。討論ありませんか。

15番、浦博善君。

○15番（浦博善）

15番、浦です。

議案第129号、訴訟の提起について、反対の意見から討論させていただきます。

地方自治体が地域の住民を相手に裁判を起こすということは、本当に簡単にこれはするべきではないと、私は判断します。土地所有者の言うとおりに、この土地が無償で長期間にわたって借りていた可能性も高いと思います。もし、その場合には、地域のために無償で協力してくれた方々の土地、財産を法の権力によって奪い取るというふうな結論になる可能性もあります。正式な書類もなく、はっきりとした証言をしてくれる人もない、本当にわからないというふうな、この土地の決定を決めるために裁判を起こすということは、本当に行政の横暴じゃないかなと私は思います。

ご承知のとおり、土地の権利というのは、土地登記簿謄本、これは国が定める最高の権利であります。本来ならば、その権利の証するところの当人に、本当に長い間ありがとうございましたと感謝状のひとつも添えてお返しすれば、本当に当事者にとっても、また地域の方々にとっても円満解決の方法であると思いますが、それができないという、町長のこの土地の所有権を主張する、その姿勢がこういうふうな問題を起こしたのではないかと、私は判断いたします。

多額の裁判の費用まで使って、何の意味も持たないこの土地を法の力で奪い取るということは、この地域の住民の人々に、またこの当事者の人々に、これから後世にわたって遺恨を残すような結果になると思います。

行政の仕事の最高の目的は、住民を守ることであります。住民の権利、土地、財産を守ることが行政の責務であると思っております。それが行財政改革を急ぐあまりに、このような横暴な、裁判にまで訴えるということは、到底、地域を代表する私たち議会人にとっては、理解できないことであると思っております。

どうか、皆様の冷静なご判断をよろしくお願いして、私の反対討論を終わります。

○議長（橋爪弘典）

ほかに討論ありませんか。

9番、前ノ利夫君。

○9番（前ノ利夫）

私は、この案に全面的に賛成するものでございます。

いわゆるこの問題は、司法の判断を仰がなければならない。その年数から来ておると思っております。決して、今、対象になっておる登記簿本を持たれておる方を敵に回すというのではございません。しかし、この施設ができ上がる過程において、また、使わなくなりました時点においての経過を見ましたとき、参加されとった地権者の方々がこれに賛同していただいた、別に強制的に取り上げたんでも何でもなしにですね、合法的に成立しておる事項でございます。

ただ、書類自体にも、私申し上げるとおり、時効は成立します。いわゆる行政の中においても、戸籍等については、永遠保存でございますが、ほとんどの書類は5年をもって終結することになっております。いわゆるどの法律でも時効が成立した過程においては、それは、全然法的な効力を失うことは、極めて自明の理でございます。

そういう観点に立ちますとき、いたずらに私権の問題と公権の問題を混同するんじゃないかと、この場合は、かつての村単位、町単位において行政の中で確立しておったことでございます。後になって、登記簿が私にあるからということで問題が提起された、この事実をきちっと、冷静に、我々は把握する必要があると思っております。

よって、今回えられました町執行部の決断につきましては、全面的に私は、これに賛成するものでございます。

以上でございます。

○議長（橋爪弘典）

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（橋爪弘典）

起立、多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

（「今、何対何やった」と殿井議員、呼ぶ）

（「11対10です」と議会事務局長、呼ぶ）

○議長（橋爪弘典）

日程第12、議案第130号、有田川町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

議案第130号について質疑をさせていただきます。

今回の改正で人件費が下がるわけなんですけども、給料が下がるわけなんですけども。例えばですね、資料をつくってもらったと思うんですが、町長の答弁いただきたいんですが。高卒で50歳として10年後定年を迎える方の場合ですね、生涯給与に換算した場合、どれぐらい減額、このことによって減額になるんかということなんですけども。この点、試算していただいた額、お示しいただけますか。

○議長（橋爪弘典）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

試算によりますと、10年間で175万5,197円です。

○議長（橋爪弘典）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

10年に限って見ましてもですね、年間17万余り、これによって減ると。まあ、これを何ていうことを考えてくれるんよという話になると思うのですが。今回の改正で夏と合わせて5,200万ぐらい全体で減るということですよ。平均14万2,000円。これに加えて、昨年からだったですかね、駐車場料金の徴収も含めて、約6,000万影響が出てくると。これは、地元経済の波及効果とか、それぞれの職員方が生活設計されていく上で住宅ローンなどを考えますとね、たいへん影響を受けるんじゃないかと、私は心配するわけです。今の新政権の総務大臣も、民間で働く人たちが苦しんでいるからといって公務員も同じように給与を減らすべきだという単純な論議は危険であると、まあ、こんなことを言ってるんですけども、やはり現実としてね、こういうかたちで私はたいへん心配するわけなんですけども。町長はそのへんどういうふうにお考えになりますか。

○議長（橋爪弘典）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

この件につきましても、組合の方々とも十二分に話し合いをして、理解をいただいているところであります。

ただ、この人事院勧告というのは、いろんな世の中の給与水準とかの動向を見ながら、

出してくるといふ数字でありまして、もちろん経済がすごく活発になれば、また人勸が給料を上げよといふような答申で来ます。まあ、現在のところ、なるほど、10年間で175万5,000円ほど、年間約平均14万ぐらい減るんですけども、やっぱり今の社会情勢から見て、公務員の給料が高すぎるという判断はですね、やっぱり世論として非常に多いものがあります。この前も経済クラブの会合での会長さんの話でありますけれども、とにかく、今のこの減額はなまぬるいん違うかと。やっぱり世間一般はそういう感覚で、まあ非常に厳しい世の中で、そういう感覚で見えています。ほいでまあ、組合とのいろんな話の中でもそれは十二分に理解をしていただいて、もちろん多いにこしたことはないんですけども、そういう方向と照らし合わせながらですね、組合員の方とも十二分に話をさせていただきました。

○議長（橋爪弘典）

いいですか、増谷君。

ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（橋爪弘典）

起立、多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

…………… 日程第13 議案第131号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第13、議案第131号、有田川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（橋爪弘典）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

…………… 日程第14 議案第132号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第14、議案第132号、財産の取得についてを議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（橋爪弘典）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

…………… 日程第15 議案第133号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第15、議案第133号、財産の取得についてを議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（橋爪弘典）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

…………… 日程第 1 6 議案第 1 3 4 号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第 1 6、議案第 1 3 4 号、財産の取得の変更についてを議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（橋爪弘典）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

…………… 日程第 1 7 議案第 1 3 5 号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第 1 7、議案第 1 3 5 号、財産の取得の変更についてを議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（橋爪弘典）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

…………… 日程第 1 8 議案第 1 3 6 号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第 1 8、議案第 1 3 6 号、財産の取得の変更についてを議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（橋爪弘典）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

…………… 日程第 1 9 議案第 1 3 7 号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第 1 9、議案第 1 3 7 号、和歌山県市町村職員退職手当事務組合同規約の一部変更についてを議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（橋爪弘典）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

…………… 日程第 20 議案第 138 号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第 20、議案第 138 号、和歌山県市町村非常勤職員公務災害補償組合の解散についてを議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（橋爪弘典）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

…………… 日程第 21 議案第 139 号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第 21、議案第 139 号、和歌山県市町村非常勤職員公務災害補償組合の解散に伴う財産処分についてを議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（橋爪弘典）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

…………… 日程第 2 2 議案第 1 4 0 号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第 2 2、議案第 1 4 0 号、和歌山県町村議会議員等公務災害補償組合の解散についてを議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（橋爪弘典）

起立、多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

…………… 日程第 2 3 議案第 1 4 1 号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第 2 3、議案第 1 4 1 号、和歌山県町村議会議員等公務災害補償組合の解散に伴う財産処分についてを議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（橋爪弘典）

起立、全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

…………… 日程第 2 4 住民福祉常任委員会の閉会中の継続審査の件 ……………

（請願第 5 号）

○議長（橋爪弘典）

日程第 2 4、住民福祉常任委員会の閉会中の継続審査の件を議題とします。

住民福祉常任委員長から、目下、委員会において審査中の請願第 5 号、水尻地域における雨水排水の抜本的見直しと計画策定に関する請願について、会議規則第 7 5 条の規定によって、先日本配りしておりました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

…………… 日程第 2 5 産業建設常任委員会の閉会中の継続審査の件 ……………

（請願第 6 号）

○議長（橋爪弘典）

日程第 2 5、産業建設常任委員会の閉会中の継続審査の件を議題とします。

産業建設常任委員長から、目下、委員会において審査中の請願第 6 号、食料自給率の向上と国内農林漁業の振興をはかるための施策を求める請願について、会議規則第 7 5 条の

規定によって、先日本配りしておりました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

…………… 日程第 2 6 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第 2 6、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第 7 5 条の規定によって、先日本配りしておりました議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件名表のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

閉会中、よろしく調査願います。

…………… 日程第 2 7 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第 2 7、常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

各常任委員長から、会議規則第 7 5 条の規定によって、先日本配りしておりました継続調査を要する所管事務調査の件名表のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

異議なしと認めます。

したがって、各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

閉会中、よろしく調査願います。

…………… 日程第 28 特別委員会の閉会中の継続調査の件 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第 28、特別委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

各特別委員長から、会議規則第 75 条の規定によって、先日お配りしておりました特別委員会の閉会中の継続調査の件名表のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

異議なしと認めます。

したがって、各特別委員会から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

閉会中、よろしく調査願います。

本定例会の会議に付された事件は、すべて終了しました。

○議長（橋爪弘典）

この際、町長よりご挨拶の申し出がございますので、これを許可します。

中山町長、——いいですか。

中山正隆町長。

○町長（中山正隆）

議長さん、どうもご配慮ありがとうございます。

合併して 1 期目の町長として 4 年間、本当に皆さん方のご協力を得ながら、一生懸命取り組んでまいりました。まあ、先日も、議員さんから公約はどのぐらい達成されてるのかとか、いろんな厳しいご質問もありましたけれども。本当に、合併してよかったと言ってもらえるように、一生懸命皆さん方にご協力をいただきながらやってまいりました。本当に 4 年間ありがとうございました。

また皆さん方もですね、多分立候補される方がほとんどだろうと思います。私も 4 日の日に記者発表ということで、立候補を表明させていただきます。一生懸命に頑張って、また皆さん方とですね、当選された皆さん方と本当の住みよい有田川町を建設していく覚悟でありますので、ひとつその節はよろしくお願いをしたいと思います。

本当に 4 年間、ありがとうございました。

〔拍手〕

○議長（橋爪弘典）

平成 21 年第 4 回定例会閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

平成 18 年 1 月 1 日に 3 町が合併し誕生した有田川町も、早いものでスタートからもう

丸4年がたとうとしています。

この間、当議会におきましては、厳しい財政状況のもとで執行される行政運営の中、いくつもの諸案件を慎重に審議してまいりました。

4年間を振り返りますと、さまざまなことがありましたが、一步一步着実に新しいまちづくりが進んでおりますことは、これもひとえに、議員各位、また町長をはじめ執行部の皆様のご努力とご協力のおかげと深く感謝し、心より厚く御礼を申し上げます。

さて、本年は政権交代がなされるという、わが国にとって歴史的な転換の年となりました。現在、新政権のもとで、さまざまな事業の見直しにより予算の凍結や廃止などが検討されており、これからわが町が実施する事業への影響も危惧され、今後またいへん厳しい状況が予想されます。

しかし、このような中にありましても、住民の皆様だれもが安心して暮らせるまち、そして、豊かな住みよいまちの実現に向けた取り組みを、議会と町執行部一体となり進めていかなければなりません。

さて、4年間、毎年4回にわたって開催してきた定例会も、きょうで今期最後の会議となりました。来年1月には選挙も控えている中で、次回も立候補を予定されている方、また今期でご勇退される方、さまざまあるかと思いますが、今後もどうか有田川町の発展のためにご尽力いただきたいと存じます。

終わりに際しまして、議員並びに町執行部各位におかれましては、健康に十分ご留意され、今後ますますのご活躍を祈念いたしまして、閉会のごあいさつとさせていただきます。

本当に長らくありがとうございました。

[拍 手]

○議長（橋爪弘典）

これで、本日の会議を閉じます。

平成21年第4回有田川町議会定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

~~~~~

閉会 11時56分